不利益処分の処分基準

部	課3	宣等	名	経済部の中央卸売市場
不	利益	処分	·名	市場施設の保健衛生に必要な措置の命令
根	拠	法	令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則
根	拠	条	項	第75条第1項
連	絡先			(電話 628-2759)
				第75条 市長は,使用者に対して保健衛生上又は市場内整頓のため必要な措置を命ずることができる。 2 市長は,使用者が第73条第1項若しくは第74条第1項の規定による義務を怠ったとき,又は前項の規定による命令に従わないときは,自らこれを執行し,その費用を使用者に負担させることができる。 第73条 使用者は,清掃及び廃棄物の適切な処理並びに消毒を行い,
				常に市場施設の清潔を保持しなければならない。 第74条 市場内における共同使用の市場施設については,当該共同使
				用者は,連帯して当該施設を清掃及び消毒しなければならない。
	基		準	
処分				
分基準				
	参	考	事項	
	設定	三等年	月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)